

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき、令和四年九月三十日付けをもって、長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を次のとおり指定したので、同条第六項の規定に基づき、公告する。

令和四年九月三十日

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の名称

長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び（１）に掲げる地点と（７）に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域のうち、漁港の区域（漁場漁港整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

(7) (6) (5) (4) (3) (2) (1)

北緯三三度三分二秒東經一二九度一九分五六秒の地点

北緯三三度一分五五秒東經一二九度一八分一秒の地点

北緯三二度五九分四七秒東經一二九度一八分二秒の地点

北緯三二度五七分三〇秒東經一二九度二〇分三六秒の地点

北緯三二度五八分三秒東經一二九度二一分一四秒の地点

北緯三三度〇分九秒東經一二九度二二分二五秒の地点

北緯三三度一分一六秒東經一二九度二一分四八秒の地点

平面图

